

船舶事故調査報告書

平成29年10月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年7月10日 20時15分ごろ
発生場所	東京都大田区東京国際空港西岸付近 大井信号所から真方位219° 2.6海里付近 (概位 北緯35° 32.8′ 東経139° 45.1′)
事故の概要	旅客船 <sup>ジェットセイラー</sup> Jetsailorは、南東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年7月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	旅客船 Jetsailor、16トン 273-13427 神奈川、株式会社ケーエムシーコーポレーション
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に曲損、船底部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約9.0m/s、視界 良好 水象：波高 約0.3m
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、大田区の船着き場で、旅客全員を下ろした後、神奈川県横浜市の定係地に戻る目的で東京国際空港西岸付近を約6.5～7.0ノットの対地速力で南東進中、航行予定経路に向けて左転したところ、浅所に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約0.6mであった。 船長は、本事故時、変針予定場所を通過してしまったと思い、慌てて左舵を取ったが、変針予定場所の手前で左舵を取っていたことを本事故後に知った。 船長は、東京国際空港西岸付近を約50回航行した経験があり、浅所があることを知っていた。
分析	本船は、東京国際空港西岸付近を南東進中、船長が船位の確認を行わずに左舵を取ったことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、変針予定場所を通過してしまったと思い、慌てていたことから、船位の確認を行わずに左舵を取ったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、東京国際空港西岸付近を南東進中、船長が船位の確認を行わずに左舵を取ったため、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・変針前後には船位の確認を徹底すること。